

東京都北区地域生活支援事業実施要綱

18北福障第835号

平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づく地域生活支援事業(以下「事業」という。)の実施に当たり、必要な事項を定め、障害者及び障害児(以下「障害者(児)」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性及び利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者(児)の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず区民が相互に人格及び個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(障害者の定義)

第2条 この要綱の事業において障害者とは、第1号から第4号までに規定する者をいい、障害児とは第5号に規定する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する者
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者のうち、同法第45条に規定する精神保健福祉手帳所持者、法52条に規定する自立支援医療受給者証受給者又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条に規定する障害基礎年金受給者
- (4) 難病患者 法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である18歳以上である者

(5) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

(実施事業)

第3条 区長は、事業として次に掲げる事業を実施する。

- (1) 障害者相談支援事業(法第77条第1項第3号に規定する事業)
- (2) 成年後見制度利用支援事業(法第77条第1項第4号に規定する事業)
- (3) 意思疎通支援事業(法第77条第1項第6号に規定する事業)
- (4) 日常生活用具等経費補助事業(法第77条第1項第6号に規定する事業)
- (5) 手話奉仕員養成研修事業(法第77条第1項第7号に規定する事業)
- (6) 移動支援費補助事業(法第77条第1項第8号に規定する事業)
- (7) 地域活動支援センター機能強化事業(法第77条第1項第9号に規定する事業)
- (8) その他の事業(法第77条第3項に基づく事業)
 - ア 身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業
 - イ 知的障害者職親委託事業
 - ウ 障害者運転免許取得経費補助事業
 - エ 身体障害者用自動車改造費補助事業
 - オ 日中一時支援経費補助事業

(障害支援区分)

第4条 前条に規定する事業のうち障害支援区分の認定が必要な事業は、移動支援費補助金交付事業及び日中一時支援経費補助事業とし、認定に必要な意見書は区の負担により主治医に依頼する。

(補助額)

第5条 第3条に規定する各事業の補助額は、別途定める実施要綱に規定する。

(基準額)

第6条 第3条に規定する各事業の基準額は、別途定める実施要綱に規定する。

(利用者負担)

第7条 第3条第4号、第6号並びに第8号ア及びオに規定する事業の利用者は、当該事業に関する補助金（以下「補助金」という。）の請求及び受領の委任を、区が当該事業を実施するために指定した事業者のうちから選定し契約した事業者（以下「事業者」という。）へ依頼するとともに、当該事業に係わるサービス購入額と補助金との差額（以下「利用者負担額」という。）を事業者に支払うものとする。

(利用者負担額の負担上限月額)

第8条 第3条第6号並びに第8号ア及びオに規定する事業の利用者負担額の負担上限月額は、次の表のとおりとする。

第一欄 (区分)	第二欄 (世帯の収入状況等)	第三欄 (負担上限月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	対象者等が区市町村民税非課税世帯	0円
一般(課税)	対象者が障害児であって、対象者等の区市町村民税課税の所得割が28万円未満	4,600円
	対象者等の区市町村民税課税の所得割が16万円未満	9,300円
	上記以外	37,200円
備考： 1. 第二欄の「対象者等」とは、対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（障害者にあつてはその配偶者に限る。）をいう。 2. 第二欄の「所得割」とは、扶養親族を有する者にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額をいう。		

2 第3条第4号に規定する事業の利用者負担額の負担上限月額は、次の表のとおりとする。ただし、点字図書及び住宅設備の改善については、それぞれの要綱に別途定める。

第一欄 (区分)	第二欄 (世帯の収入状況等)	第三欄 (負担上限月額)
-------------	-------------------	-----------------

生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	対象者等が <u>区市町村民税非課税世帯</u>	0円
一般(課税)	対象者等が <u>区市町村民税課税世帯</u>	37,200円
備考：第二欄の「対象者等」とは、対象者及び当該対象者と同一の <u>世帯</u> に属する者（障害者にあつてはその <u>配偶者</u> に限る。）をいう。		

(高額地域生活支援給付費の支給)

第9条 区長は、移動支援費補助事業（個別支援型）、身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業又は日中一時支援を利用した者に対し同一月における次の各号に掲げる額の合算額が前条第1号に規定する負担上限月額を超えるときは、その超過額を高額地域生活支援給付費として支給することができる。

- (1) 移動支援費補助事業（個別支援型）、身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業及び日中一時支援経費補助事業の利用者負担額の合計額
- (2) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び同条第24項に規定する補装具の購入又は修理に要した利用者負担額の合計額から法76条の2第1項の規定により高額障害福祉サービス等給付費として支給された額を控除して得た額
- (3) 児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付支援事業の利用者負担額の合計額から児童福祉法第21条の5の12第1項の規定により高額障害児通所給付費として支給された額を控除して得た額

(高額地域生活支援給付費の支給の申請)

第10条 前条の規定により高額地域生活支援給付費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高額地域生活支援給付費支給申請書（別記第1号様式）により、区長に申請しなければならない。

(高額地域生活支援給付費の支給の決定等)

第11条 区長は、前条の規定による高額地域生活支援給付費の支給申請があつた場合は、申請内容等を調査し、支給の可否を決定したときは、高額地域生活支援給付費支給（不支給）決定通知書（別記第2号様式）により申請者

に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により支給の決定を行ったときは、第9条の規定により算定された額を当該決定を受けた者へ支給するものとする。

(利用者負担の軽減)

第12条 利用者負担額の軽減は、事業ごとに別途定める要綱に規定する。

(利用料の端数処理)

第13条 第8条に規定する利用者負担額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月12日区長決裁20北福障第4182号)

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則 (平成23年1月19日区長決裁22北福障第3851号)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年3月23日区長決裁23北福障第4817号)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年9月12日区長決裁24北福障第2784号)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第8条第1項の表備考の改正については、平成24年7月1日から適用する。

付 則 (平成25年3月27日区長決裁24北福障第4795号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月17日区長決裁25北福障第5024号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月27日区長決裁26北福障第5204号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

付 則 (平成31年3月7日区長決裁30北福障第5293号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する